

令和7年度 建築物石綿含有建材調査者講習（一般・一戸建て等）のご案内

鹿児島労働局長登録教習機関	
事務所の名称	建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部 (略式名称：建災防 鹿児島県支部)
事務所の所在地	〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10
電話等	[電話] 099-257-9211 [FAX] 099-257-9214
登録番号	1
登録年月日	令和3年11月2日
登録の有効期間満了日	令和8年11月1日

1 受講対象者

別紙1に記載している受講資格の内、いずれか一つに該当すれば受講できますが、申込時に受講資格を確認できない場合は受付いたしかねますのでご了承ください。

尚、厚生労働大臣が定める工作物（特定工作物）の内、①反応槽②加熱炉③ボイラー及び圧力容器④配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）⑤焼却設備⑥貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）⑦発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）⑧変電設備⑨配電設備⑩送電設備（ケーブルを含む。）の調査については、工作物石綿事前調査者講習を修了する必要があります。

2 講習年月日、会場

別表1のとおり

3 講習の開始及び終了時刻（途中休憩を含む）

		一般	一戸建て等
1日目	オリエンテーション	8:50～9:00	8:50～9:00
	講習	9:00～16:20	9:00～16:20
2日目	オリエンテーション	8:40～8:50	8:40～8:50
	講習	8:50～17:10	8:50～11:30

※ 講習開始時刻に遅れた方は受講を認めません。時間に余裕をもってお越しください。

※ 受付は、8時30分から行います。講習開始時刻10分前までに受付を済ませてください。

4 講習科目・時間割等

(1) 一般

	科目	講習科目	講習時間
1日目	1	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間
	2	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
	3	石綿含有建材の建築図面調査	4時間
2日目	4	現地調査の実際と留意点	4時間
	5	建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
		修了試験	(1.5時間)
		合計	11時間

(2) 一戸建て等

	科目	講習科目	講習時間
1日目	1	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	1 時間
	2	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	1 時間
	3	一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	1 時間
	4	現地調査の実際と留意点	3 時間
2日目	5	建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間
		修了試験	(1 時間)
		合計	7 時間

5 受講料等

(1) 建災防鹿児島県支部 会員

- ① 一般 38,170 円 (受講料 38,170 円)
- ② 一戸建て等 34,430 円 (受講料 34,430 円)

(2) 建災防鹿児島県支部 非会員

- ① 一般 43,340 円 (受講料 38,170 円とテキスト代 5,170 円)
- ② 一戸建て等 37,895 円 (受講料 34,430 円とテキスト代 3,465 円)

※ 記載している金額はすべて消費税込みです。

6 申込手続

(1) 申込受付期間

別表 1 のとおり

(2) 申込方法

開催地により申込先や申込方法が異なります。お申込みの際はご確認の上お申し込みください。

鹿児島県建設センターでの開催

会員、非会員に関係なく、申込先は**建災防鹿児島県支部**になります。

以下の①～⑤がすべて揃っていることを確認した上で、申込受付期間内に書類が到着するよう送付してください。尚、電話、FAX 等による予約や窓口での受付は行っておりません。(事前の連絡も不要です。)

① 受講申込書

建災防鹿児島県支部のホームページより様式を取得し、必要事項をみれなく記入してください。自筆の場合は黒の水性ボールペン等を使用してください。

また、記入に際し消せるペンや修正液等を使用しているもの、申込時点で訂正箇所には二重線のあるものは受け付けられません。誤りのないよう正確に記入してください。

② 本人確認用書類

自動車運転免許証(裏書のある場合は両面)又はマイナンバーカードの表面(氏名・住所の記載がある面のみ。マイナンバーが記載されている面は不要。)、在留カード(外国籍の方)等の公的証明書の写し等を提出してください。

③ 受講資格があることを証明する書類

受講資格によって添付書類が異なります。

①で○を付けた受講資格に応じて、修了証や卒業証書等の写し、別紙2（実務経験証明欄 A～E は該当する箇所のみ記入）を提出してください。

④顔写真2枚

縦35mm×横25mmサイズ（顔は頭頂部からあごまでの長さが20mm～25mm程度）のもので、半年以内に撮影したものを2枚提出してください。1枚は申込書に貼付し、もう1枚は裏面に氏名を書いて裏返し、クリップ留めしてください。また、指定したサイズから外れるものや写りの不鮮明なもの、また一般的なコピー用紙に印刷したもの等は、再提出を求める場合があります。

⑤返信用封筒

長3封筒（A4用紙を三つ折りにしたものが納まるサイズの封筒）に住所・氏名（会社名）を書き、110円切手を貼ってください。開催の有無が決定した際、書面でお知らせするために使用します。

※なお、提出書類に不足や不備があった場合には受付できない場合があります。

鹿児島県建設センター以外での開催

開催の予定はありません。

(3) 受講料等の納付

建災防鹿児島県支部にて申込をした場合は、講習の開催が決定すると、開催決定通知と合わせて請求書をお送りします。

受講料等は、請求書に記載している支払期限までにお振込ください。支払期限を過ぎても入金を確認できない場合は、キャンセルしたものとみなします。また、振込の際に発生する手数料はご負担ください。

(4) 受講票およびテキストの発送

受講料等の入金を確認できましたら、概ね1か月前に受講票とテキストを発送します。

テキストで予習してから講習に臨むようにしてください。

(5) キャンセルの取り扱い

やむを得ない事情によりキャンセルする場合は必ずご連絡ください。尚、別日への振替は行っておりません。

また、納付後の受講料等につきましては、原則お返しいたしませんのでご了承ください。

(6) その他

- ① 申込受付期間内に定員を超えた場合は抽選とします。
- ② 申込が僅少の場合は開催を見送ることがあります。その場合、お預かりしている申込書類はすべて返却いたします。
- ③ 台風や大雨、自然災害の発生等のやむを得ない事由により、開催時期の変更や中止する場合があります。
- ④ 申込に際し知り得た個人情報は、本講習の目的以外に使用することは一切ありません。また、申込時に提出していただいた本人確認用の書類は、講習終了後すみやかに破棄いたします。

7 お問合せ先

建災防 鹿児島県支部

〒890-8512 鹿児島市鴨池新町 6-10 TEL 099-257-9211

8 修了証明書等の交付

所定の講習科目と講習時間を受講し、修了試験に合格した方には修了証明書を、不合格となった方には受講証明書を後日交付します。

9 修了考査不合格者の再受験

(1) 再受験の可能な期間、会場、時間等

不合格通知を受けてから受講年度の翌々年度末までの間で、鹿児島県建設センターで実施される講習に限り、講習日2日目の修了考査の実施時間帯に、再受験が可能です。

(2) 再受験の申込方法

以下の①～④がすべて揃っていることを確認した上で、講習日の1か月前までに書類が到着するよう現金書留で送ってください。尚、電話、FAX等による予約や窓口での受付は行っておりません。(事前の連絡も不要です。)

① 修了考査再受験申込書

必要事項を黒の水性ボールペン等で記入してください。

また、記入に際し消せるペンや修正液等を使用しているもの、申込時点で訂正箇所に二重線のあるものは受け付けられません。誤りのないよう正確に記入してください。

② 顔写真1枚

縦35mm×横25mmサイズ(顔は頭頂部からあごまでの長さが20mm～25mm程度)のもので、半年以内に撮影したものを①に貼付して提出してください。また、指定したサイズから外れるものや写りの不鮮明なもの、また一般的なコピー用紙に印刷したもの等は、再提出を求める場合があります。

③ 受講証明書の写し

受講証明書は原本ではなく、必ず写し(白黒コピー)を送るようにしてください。

※受講証明書の原本は合格するまで大切に保管してください。

④ 再受験料 5,500円(消費税込み)

(3) 受験票の送付

受付が完了しましたら、受験票と領収書を送付します。受験票は再受験日当日に必ずご持参ください。

【参考】

◆ 一般建築物石綿含有建材調査者

一戸建て等を含むすべての建築物について、石綿含有建材の調査ができる者。

◆ 一戸建て等建築物石綿含有建材調査者

一戸建て住宅および共同住宅(長屋を含む)の住戸の専有部分についてのみ石綿含有建材の調査ができる者。また、共同住宅の住戸の内部以外の部分(ベランダ、廊下等の共用部分)や店舗併用住宅における石綿含有建材の調査はできない。

【受講資格】等

【注】 添付書類欄の「実務経験証明A～E」は、受講申込書の裏面に証明欄があります。

受講記号	受講資格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し 又は 卒業証明書 及び 実務経験証明 A *下記【注1】、【注2】及び【注3】を確認してください。
(3)	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
(4)	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（（3）に該当する者を除く。）	
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	左記に示す技能講習修了証写し及び実務経験証明 C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明 D
(9)	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者	
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	実務経験証明 E
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	実務経験証明 D
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であつて、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者	作業環境測定士登録証の写し及び実務経験証明 C

【注1】 上表(2)から(6)までに規定する「建築に関して」の「実務の経験」には、建築物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれること。

【注2】 上表(2)から(5)までに規定する「建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程」とは、「建築学科」等建築学に係る課程であることがその名称から明らかであるもののほか、建築士法（昭和25年法律第202号）第14条に規定する一級建築士試験の受験資格又は同法第15条に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を得られる学校として公益財団法人建築技術教育普及センターが公表する学校・課程その他建築に関する課程及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発行する学位授与申請案内中、「建築学」で示す科目数を満たすことができる学校・課程が含まれること。（令和3年10月8日付け基発1008第61号）

【注3】 「卒業証書」又は「卒業証明書」において、「建築学に関する正規の課程又はこれに相当する課程」の明記がない等により、これらの課程を修めたことの判断が困難な場合は、「履修科目証明書」もしくは「成績証明書」等、そのことが判断できる書類を添付してください。

令和7年度 建築物石綿含有建材調査者講習（一般・一戸建て等）予定表

種別	講習年月日	会場	申込受付期間	
			自	至
一 般	令和7年5月15日（木） ～5月16日（金）	鹿児島県建設センター	自	令和7年3月7日
	至		令和7年3月14日	
	令和7年6月16日（月） ～6月17日（火）	鹿児島県建設センター	自	令和7年4月9日
	至		令和7年4月15日	
	令和7年7月14日（月） ～7月15日（火）	鹿児島県建設センター	自	令和7年5月7日
	至		令和7年5月13日	
	令和7年8月21日（木） ～8月22日（金）	鹿児島県建設センター	自	令和7年6月13日
	至		令和7年6月20日	
	令和7年9月16日（火） ～9月17日（水）	鹿児島県建設センター	自	令和7年7月9日
	至		令和7年7月15日	
令和7年10月23日（木） ～10月24日（金）	鹿児島県建設センター	自	令和7年8月12日	
至		令和7年8月22日		
令和7年11月20日（木） ～11月21日（金）	鹿児島県建設センター	自	令和7年9月12日	
至		令和7年9月19日		
令和7年12月15日（月） ～12月16日（火）	鹿児島県建設センター	自	令和7年10月8日	
至		令和7年10月14日		
令和8年1月19日（月） ～1月20日（火）	鹿児島県建設センター	自	令和7年11月12日	
至		令和7年11月18日		
令和8年2月24日（火） ～2月25日（水）	鹿児島県建設センター	自	令和7年12月17日	
至		令和7年12月23日		
一戸建て等は開催予定がありません。				

一般建築物石綿含有建材調査者講習受講申込書

受付
番号

受講日	令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()	
フリガナ	生年月日	
氏名	年 月 日生	
	併記を希望する場合の旧姓又は通称	
住所	〒	
電話番号	()	※緊急時に連絡が取れる電話番号を記入してください。
所属 事業所	事業場名	
	所在地	〒
		TEL FAX

顔写真2枚
縦3.5×横2.5cm
半年以内に撮影したものの。氏名を裏書きし1枚はここに貼り付け、1枚は添付(クリップ止め)デジタル写真は受理できない場合がある。ポラロイド写真は不可。

以下の(1)から(12)のうち該当する受講記号に○印を付け、添付書類等欄にて求められている証明書類を添付して下さい。

受講記号	受講資格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し 又は 卒業証明書 及び 裏面の 実務経験証明A
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者(③に該当する者を除く。)	
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	裏面の実務経験証明B
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	左記に示す技能講習修了証写し及び裏面の実務経験証明C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	裏面の実務経験証明D
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務経験を有する者	
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	裏面の実務経験証明E
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	裏面の実務経験証明D
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者	登録証の写し及び裏面の実務経験証明C

申込年月日 年 月 日

建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部長 殿

記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。

申込者本人自筆署名

【申込書記入にあたっての注意事項】

- この申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、誤りのないよう正確に記入して下さい。
- 本申込書にご記入いただいた個人情報、講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
- 本人確認のため、運転免許証など顔写真の付いた公的な証明書の写しを添付してください。

建災防本人確認欄	
1日目	2日目

建災防 記入欄	事務管理者	支部担当者	分会担当者	添付書類原本確認	受講料・テキスト代		会員 会員外
					金額	領収年月日	
							④

【注】実務経験等の証明期間の終期には、申込み月を含めないでください。

【例】申込み月が10月の場合「〇〇年〇〇月～〇〇年△△（△△には9月以前の月を記入）月」

実務経験証明欄A：受講資格(2)(3)(4)(5)の実務経験証明欄

受講資格に必要な学歴 (卒業証書の写し又は、卒業証明書のいずれかを必ず添付すること。)	科卒業
建築に関する実務経験年月 年 月 ～ 年 月 (年 月)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。 事業所名 代表者役職・氏名 所在地	印

実務経験証明欄B：受講資格(6)の実務経験証明欄

建築に関して11年以上の実務経験 年 月 ～ 年 月 (年 月)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。 事業所名 代表者役職・氏名 所在地	印

実務経験証明欄C：受講資格(7)(12)の実務経験証明欄

建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験 年 月 ～ 年 月 (年 月)	
(労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し又は作業環境測定士登録証の写しを必ず添付すること。)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。 事業所名 代表者役職・氏名 所在地	印

実務経験証明欄D：受講資格(8)(9)(11)の実務経験証明欄

建築行政又は、環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)又は、労働基準監督官のいずれかにおいて2年以上の実務経験年月 年 月 ～ 年 月 (年 月)	
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。 行政機関名 代表者役職・氏名 所在地	印

実務経験証明欄E：受講資格(10)の実務経験証明欄

受講資格において定められた、労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であったことを証明します。 行政機関名 代表者役職・氏名 所在地	印
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

添付書類 ※下記書類を貼付してください

○受講記号（1）の添付書類

受講資格を証明する書類【**石綿作業主任者技能講習修了証**】

○受講記号（2）～（5）の添付書類

受講資格に必要な学歴を証明する書類【**卒業証書の写し又は卒業証明書**】

○受講記号（7）、（12）の添付書類

受講資格に必要な資格を証明する書類【**（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18**

第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習修了証】

【**第一種作業環境測定士登録証又は第二種作業環境測定士登録証の写し**】

○本人確認できる書類（運転免許証など顔写真の付いた公的な証明書の写し）